

# パブリックコメント

## 【瑞穂市まちづくり基本条例 改正概要】

### 1. 改正の趣旨

平成24年4月1日に「瑞穂市まちづくり基本条例」を制定し、10年の月日が経過しました。その間、市を取り巻く社会情勢は日々刻々と変化してきております。

その中で、瑞穂市では、昨年度より瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会を開催し、「子どもたちのまちづくりへの参画機会の保障」に関する条文の追加を中心に条例の見直しについて審議を進めております。

これまでの委員会において、瑞穂市の将来（未来）を担う子どもたちを見守り、育てていく環境を整備し、市の将来の自治推進に繋げていくとの思いから、条例の中に「子ども」を明記する方向性を確認したうえで、協議を重ねた結果、次のとおり改正（案）をまとめました。

### 2. 主な改正点

- ①まちづくりの基本理念を謳っている第4条に「子どもが尊重されること」と「子どもがまちづくりに参画する権利が保障されること」の理念を追加

現在、瑞穂市まちづくり基本条例において「子ども」という定義はなく、第2条第2号で定義する「市民」の中に含まれるとされていますが、「子ども」は、特別な存在であることを明確にするため、あえて基本理念を定めている第4条に新たに子どもに関する条文を加えることにより条例全体に影響をあたえるものです。

< 条文追加における想定される文言（キーワード） >

- ・本市の将来を担う子どもが尊重されること
- ・まちづくりに参画する権利が保障されること

②まちづくりの参画及び協働を謳っている第7章に「子どものまちづくりへの参画」について追加

第7章の中に、「子どもにまちづくりへ参画する機会を保障する」ために、市の執行機関が行うべきことを新たに定めます。子どもの頃から地域のことを大人と一緒に考えて考えるという経験を通して、将来の瑞穂市を担うべき子どもたちが「自らのまち」に対する愛着を持った市民へと育つことに繋がるという考えのもと、子どものまちづくりへの参画に関する条文を独立して設けるものです。

市の執行機関は、様々な年齢の子どもが参画しやすくなるように、年齢に応じた参画の方法を多様な形で用意するために、休日や昼間にイベントや会議を開催することや、費用負担をできるだけ抑えるなど、環境づくりに配慮する中で「子どものまちづくりへの参画する機会」を保障するものです。

＜条文追加における想定される文言（キーワード）＞

- 市の執行機関の子どもの参画についての責務を定めること。
- 子どものまちづくりに参画する機会を保障すること。
- 年齢に応じたまちづくりに参画できる機会を設けること。
- 参画しやすい環境を整えること。